特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００２号

横浜市中区港町２丁目９番地
清算株式会社　マイクロ・ダイヤモンド株式会社
代表清算人　中島　博邦

１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
　１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から２か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者が有する協定債権のうち元本に相当する額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、本項に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により実施するものとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
　２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　３　第１項に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合において、各協定債権者が前項の規定に基づいて行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
　４　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第３００４号

大阪府東大阪市荒本西３丁目２番25号
清算株式会社　株式会社エルグラン
代表清算人　林　　恒己

１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件協定を認可する。
　協定
　１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
　２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
　３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画案議決権行使方法等

令和６年（ミ）第１－９号

京都市中京区一之船入町537番20号ＦＩＳ御池ビル９階
更生会社　寛一商店株式会社
北海道函館市松陰町24番１号
更生会社　アサヒ調剤薬局株式会社
滋賀県東近江市八日市緑町13番14号
更生会社　有限会社ハヤシデラ
青森市大字安田字近野１番地329
更生会社　有限会社共生商会
北海道函館市桔梗１丁目２番９号
更生会社　株式会社ハーベリィ科学研究所
新潟県長岡市曲新町687－４
更生会社　株式会社ソフトリー
新潟市中央区関屋田町１丁目117番地１
更生会社　有限会社ライフプランニング
新潟市中央区関屋田町１丁目117番地１
更生会社　新潟医薬株式会社
新潟市東区粟山３丁目１番８号
更生会社　有限会社さくら調剤薬局

１　議決権行使の方法
　書面投票による行使
２　投票期間
　令和７年５月12日から同年６月23日まで
３　決議の組分け
　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限
　令和７年６月２日

令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始